

令和 5 年 4 月 2 8 日

豊島区区内指定特定相談支援事業所 管理者 様

豊島区区内指定障害児相談支援事業所 管理者 様

豊島区障害福祉課
課長 栗原 せい子

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届出について

日頃より、本区の障害福祉施策にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

地域生活支援拠点等（以下、「拠点等」という）の機能を強化する観点から、次に掲げる 5 つの機能の一部を担う区内の相談支援事業所につきましては、運営規程に拠点等の機能を担う相談支援事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを区に届け出ていただくことで、所定の加算を算定できることとしました（豊島区地域支援拠点実施要綱）。

該当する事業所については、以下のとおりお手続きいただきますようお願いいたします。

1 拠点等の 5 つの機能

(1) 相談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

（厚生労働省通知「平成 29 年 7 月 7 日障障発第 0707 第 1 号」より抜粋）

2 届出により算定が可能になる加算

① <u>地域生活支援拠点等相談強化加算</u> <u>700単位/回</u> 地域生活支援拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受け入れの対応を行った場合に加算する。短期入所事業所への受け入れ実績(回数)に応じて、月4回を限度に加算。
② <u>地域体制強化共同支援加算</u> <u>2,000単位/回</u> 拠点等における地域の体制づくりを強化する観点から、支援が困難な利用者等に対して、相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービス等を提供する事業者の職員等が、当該利用者についての情報共有及び支援内容の検討を行ったうえで、在宅での療養上必要な説明及び指導を協働して実施するとともに、地域課題を整理し協議会等に報告を行った場合に算定。月1回を限度に加算。

3 届出手続きについて

- (1) 拠点等の機能を担う事業所は、拠点等の5つの機能のうち実施する機能に係る内容を運営規程に規定してください。
 - (2) 下記の届出書類を障害福祉課施設・就労支援グループ宛に提出してください。
 - ① 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書（別記1号様式）
 - ② 変更届出書
 - ③ 変更後の運営規程の写し
- ※届出事業所については、区のホームページ等で公表を予定しています。

4 留意点

- (1) 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が届出を行う場合は、1(1)、(2)、(4)、(5)の機能を担うことを運営規程に規定する必要があります。
 - (2) 1(1)の常時の連絡体制の確保については、当該事業所が事前に把握した緊急時の支援が見込めない世帯の利用者や家族と直接連絡できる体制を確保し、緊急時の支援を速やかに行える体制を確保することとします。
 - (3) 1(2)緊急時の受け入れ・対応については、対象者から緊急の連絡を受けたとき、必要に応じて短期入所等のサービスの利用調整を行うこととし、短期入所や医療機関への入院に限らず、障害者の状態に応じて、訪問系サービスにより対応するなど、適切な対応を行うこととします。
 - (4) 1(4)については、医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化した方に対して専門的な対応を行うための研修等に参加するなどにより、機能を担っていることとします。
 - (5) 1(5)については、地域支援協議会の本会や各部会等に参加するなどにより、機能を担っていると認めることとします。
- ※(2)(3)の「事前に確認を行う」ことについては、今後すすめていくこととなりますので、今後行っていく意思があるということで届出を可能とします。

5 上記の届出書等の提出先

豊島区 保健福祉部 障害福祉課 施設・就労支援グループ

【問い合わせ先：豊島区障害福祉課】

<届出に関する事> 施設・就労支援グループ 電話 03-3981-1786

<報酬の請求に関する事> 給付グループ 電話 03-3981-1963

<地域生活支援拠点に関する事> 管理・政策推進グループ 電話 03-3981-1766

<地域の体制づくりに関する事>

基幹相談支援センター（心身障害者福祉センター） 電話 03-3953-2811